10　ユーザー情報企画調整官は、物流・自動車局の所掌事務に関する道路運送車両の使用者の利益の保護に係る情報提供に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務（道路運送車両及び道路運送車両の装置の安全性の評価に係るものを除く。）をつかさどる。

（点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官）

第九十四条　自動車整備課に、点検整備推進対策官、整備事業指導官、人材政策企画官及び電子装置整備推進官それぞれ一人を置く。

２～５　（略）

（自動車整備士技能検定規則の一部改正）

第二条　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検定委員及び検定専門委員） **第四条**　技能検定に関する事項を管理させるため、物流・自動車局及び地方運輸局に自動車整備士技能検定委員（以下「検定委員」という。）を置く。 ２　技能検定につき、専門の事項を調査審議するため、物流・自動車局及び地方運輸局に、自動車整備士技能検定専門委員（以下「検定専門委員」という。）を置くことができる。 ３～５　（略） （登録の要件等） **第六条の三**　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　（略）	（検定委員及び検定専門委員） **第四条**　技能検定に関する事項を管理させるため、自動車局及び地方運輸局に自動車整備士技能検定委員（以下「検定委員」という。）を置く。 ２　技能検定につき、専門の事項を調査審議するため、自動車局及び地方運輸局に、自動車整備士技能検定専門委員（以下「検定専門委員」という。）を置くことができる。 ３～５　（略） （登録の要件等） **第六条の三**　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。 一　（略）
二　次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ二名以上含む十名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。 イ・ロ　（略） ハ　第四条第一項の物流・自動車局に置かれる検定委員又は同条第二項の物流・自動車局に置かれる検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者 ニ　（略） 三　（略） ２・３　（略）	二　次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ二名以上含む十名以上で構成される合議制の機関により試験問題の作成を行うものであること。 イ・ロ　（略） ハ　第四条第一項の自動車局に置かれる検定委員又は同条第二項の自動車局に置かれる検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者 ニ　（略） 三　（略） ２・３　（略）

（国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部改正）

第三条　国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成十二年総理府運輸省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定により、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 国土政策局長 大臣官房官庁営繕部長 物流・自動車局長 航空局長 国土技術政策総合研究所長 国土技術政策総合研究所副所長 国土交通大学校長 国土地理院長 海難審判所長 地方整備局長	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第二項並びに船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第十三条第二項及び第二十七条第二項の規定により、国土交通省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録を嘱託する職員を次のとおり指定する。 大臣官房会計課長 国土政策局長 大臣官房官庁営繕部長 自動車局長 航空局長 国土技術政策総合研究所長 国土技術政策総合研究所副所長 国土交通大学校長 国土地理院長 海難審判所長 地方整備局長